四、仁、司法官の為低俸者を七十円とすること、

ハ、低俸の為低俸者を七十円とすること、

八、特別人なべしかーの為低俸者を四十円とすること、

五、法曹人の司法官の第四号ないし第八号の俸給を七種階級に改めたる時

一、ることゝ、

ハ、低俸者の第四号第八号特別人を執達吏三等特別人として使用せざること

七、法曹の為低俸者数を極度とし法令に制限とせず且一、二、三等俸給なる流

物の定額を廃すること、

八、俸給日を初定すること

勤続満一年に対し十日迄の休日を與ること、

八、會費の用途

右の数条を提出に付き本會は代表者として三月七日には横濱支部を設立八日には

[illegible]

[illegible]

[illegible]